

児童扶養手当・特別児童扶養手当を ご存知ですか？

児童扶養手当（子ども育成課） ☎（64）77719
特別児童扶養手当（健康福祉課） ☎（64）77705

児童扶養手当・特別児童扶養手当の支給対象は次のとおりです。申請方法など詳しいことはお問い合わせください。なお、偽りやその他不正な手段により手当を受けたときには、法令により罰せられる場合があります。

◆児童扶養手当

対象 次の①～⑨の条件にあってはまる「18歳に達する日以降の最初の3月31日まで」の間にある児童（障害のある場合は20歳未満の児童）を監護している父または母、父または母に代わってその児童を教育している人。

① 父母が離婚した後、父または母と生活していない。
② 父または母が死亡した。
③ 父または母が重度の障害（障害基礎年金一級相当）の状態にある。（児童が父または母の障害年金の加算対象になっている場合は、年金の子加算と児童扶養手当による差額分の手当を受給できます）

手当額（月額）

※所得により異なります。

【全部支給】

1人	42,500円
2人目 +10,	040円
3人目以降 +6,	020円
【一部支給】	
1人	42,490円
2人目	10,030円
3人目以降 +6,	010円
3人目以降 +6,	010円

※物価により変動する場合があります。

次に該当する場合は支給されません。

○児童・父母もしくは養育者が日本国内に住所を有しない。

- ④ 父または母が生死不明
- ⑤ 父または母に1年以上にわたり遺棄されている。
- ⑥ 父または母が裁判所からDV保護命令を受けている。
- ⑦ 父または母が1年以上拘禁中
- ⑧ 未婚の母の子
- ⑨ その他法令で定めるもの

- 親族以外の男性または女性と同居するなど事実的な婚姻関係がある。
- 児童が児童福祉法に規定する里親に委託されている。
- 児童が児童福祉施設などに入所している。

○児童が父または母の配偶者に養育されている。

○請求者などの所得額や年金等受給額が一定の額を超えている。

転出や資格喪失など、受給金額や支給期間に係る届出が遅れた場合、過払いに伴う返還金が発生することがあります。

◆特別児童扶養手当

対象 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）などで一定の障害がある20歳未満の児童を監護する父、もしくは母または父や母に代わって養育している人。

手当額（月額）

51,700円（一級）

34,430円（二級）
※物価により変動する場合があります。

次に該当する場合は支給されないことがあります。

○児童・父母もしくは養育者が日本国内に住所を有しない。

○児童が児童福祉施設などに入所している。
○児童が障害を事由とする公的年金などを受けることができる。
○父母などの所得額が一定の額を超えている。

「ひとり親家庭無料学習支援」募集のお知らせ

一般財団法人群馬県母子寡婦福祉協議会は、町在住の母子家庭・父子家庭の児童を対象に、無料の学習支援事業を行います。

日時 6月～平成31年1月の毎週土曜日
午前10時～正午

場所 勤労者センター2階 談話室

対象者 町在住の小学校1年生から6年生

定員 15人（応募者多数の場合は、玉村町母子会員を優先します）

趣旨・目的 ひとり親家庭の児童の学習環境の整備や学力の向上

参加費 無料（ただし教材を使用する場合は、実費負担していただく場合があります）

子ども育成課 ☎（64）77719
☎（65）2592

科目 国語・算数・理科・社会・英語（英語のみ5、6年生）

申し込み 5月7日（月）～31日（木）

「ひとり親家庭無料学習支援申込書」を子ども育成課に郵送またはFAX（申込書は子ども育成課窓口で配布またはホームページからダウンロード）

その他 書類選考の上、参加者を決定します。また、教室までの送迎は保護者の責任でお願いします。

主催 一般財団法人群馬県母子寡婦福祉協議会
協力 玉村町母子会・玉村町・NPO法人ひこばえ